

川崎市告示第609号

川崎市生活排水対策に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第120条の規定に基づき、川崎市生活排水対策に関する指針を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

平成12年12月1日

川崎市長 高橋 清

市、市民及び事業者は、生活排水による水質汚濁を防止し、公共用水域の水質を保全するために、実施すべき公共下水道の普及、浄化槽の適正管理、洗剤対策の推進等に関し、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 定義

洗剤 次に規定する石けん及び合成洗剤等をいう。

- (1) 石けん 石けんとは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条に基づく告示（雑貨工業品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第672号）。以下「告示」という。）によるもののうち、純石けん分以外の界面活性剤を含有しない洗濯用又は台所用石けんをいう。
- (2) 合成洗剤等 合成洗剤等とは、告示によるもののうち、純石けん分以外の界面活性剤を含む洗濯用若しくは台所用合成洗剤又は純石けん分以外の界面活性剤を含有する洗濯用若しくは台所用複合石けんをいう。

2 生活排水対策の方途

(1) 公共下水道の整備の促進、維持管理の徹底等

ア 市は、下水道処理区域について、公共下水道の普及率の向上に努める。

イ 市は、下水道終末処理場の適正な維持管理に努める。

ウ 市は、下水道終末処理場において、窒素・<sup>りん</sup>等を除去するための高度処理の導入を推進する。

エ 市は、公共下水道の供用を開始した区域においては、広報活動等を行い、水洗化の普及促進に努める。

(2) 浄化槽の維持管理の徹底、合併処理浄化槽の設置等

ア 下水道処理区域外の地域に新たに浄化槽を設置する者は、高度処理型合併処理浄化槽を設置することが望ましい。既存の単独処理浄化槽管理者についても同様、高度処理型合併処理浄化槽への転換等に努めること。

イ 浄化槽の管理者は、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ること。

(3) 洗剤対策

ア 市の施設における洗剤対策の推進

(ア) 洗剤の使用に当たっては、洗浄に支障のない限り減量する。

(イ) 使用する洗剤は、石けんを含む分解性の高い洗剤とする。

イ 洗剤製造業者に対する協力要請

(ア) <sup>りん</sup>を含む合成洗剤等は製造しないこと。

(イ) 分解性の低い合成洗剤等の製造を削減し、石けんを含む分解性の高い洗剤の製造を進めること。

(ウ) 洗剤の利用者に対して適正使用を周知すること。

ウ 洗剤販売業者に対する協力要請

(ア) 燐<sup>りん</sup>を含む合成洗剤等は販売しないこと。

(イ) 石けん販売協定店舗の拡大を図り、消費者の利便を図ること。

(4) 市民への啓発

ア 市民は、台所等から生ずる調理くず、食品くずなどの排水中への流出防止を図ること。

イ 市民は、廃食用油の排水中への流出を防止すること。

ウ 市民は、石けんを含む分解性の高い洗剤の使用拡大に努めること。

エ 市民は、洗剤の使用に当たっては、洗浄に支障のない限り減量すること。

(5) 生活排水対策に係る推進等

ア 市は、この指針の推進を図るため、庁内に川崎市生活排水対策推進委員会を設置するとともに、必要な国等への要望、調査研究及び情報収集に努める。

イ 市は、市民に、生活排水対策に係る情報や学習の機会を積極的に提供する。